○長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成１９年３月２９日

条例第１０号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１７の規定に基づき、長期継続契約（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３に規定する長期継続契約をいう。次条において同じ。）を締結することができる契約について定めるものとする。

（長期継続契約を締結することができる契約）

第２条　長期継続契約を締結することができる契約は、次の各号のいずれかに該当する契約とする。

（１）　物品を借り入れる契約

（２）　次に掲げる役務の提供を受ける契約

ア　庁舎の保守その他の維持管理

イ　情報処理システム（情報処理を目的として複数の要素が組み合わされた体系をいう。）の保守その他の維持管理

ウ　物品の保守その他の維持管理

エ　書類等の複写に係るサービス

オ　廃棄物の収集運搬に関する業務

附　則

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。